

共同プレス発表（日本語仮訳）

2009年6月17日、東京

1. エルマル・メメディヤロフ・アゼルバイジャン共和国外務大臣は、日本国政府の招待により、2009年6月16日から21日まで日本国を訪問し、6月17日に中曽根弘文日本国外務大臣と会談を行った。同会談で、両外相は二国間関係及び相互に関心を有するグローバルな問題を含む幅広い諸問題について議論を行った。
2. 双方は、2006年3月10日、イルハム・アリエフ・アゼルバイジャン共和国大統領の訪日の際に発表された「日本国とアゼルバイジャンとの間の友好とパートナーシップの一層の発展に関する共同声明」を想起しつつ、現在までの成果を確認し、両国関係の将来の方向性について意見交換を行った。
3. 双方は、2006年3月のアゼルバイジャン共和国大統領の訪日以来、双方の首都において4回に及ぶハイレベル政務協議の実施を含む、近年の日本・アゼルバイジャン間の活発かつ有意義な対話を高く評価した。
4. 双方は、建設的かつ持続的な対話が相互理解の増進と二国間関係のより一層の発展に貢献するとの認識の下、両国外務省間の協力を拡大するため両国外務省間にて二国間関係及び相互に関心を有する国際問題を含む幅広い諸問題について話し合う定期的な会合を実施することを決定した。
5. アゼルバイジャン側は、アゼルバイジャンにおける水の衛生の改善及び食糧生産性の向上を目的とする「地方都市上下水道整備計画」円借款プロジェクト及び無償資金協力による貧困農民支援をはじめ、日本国がアゼルバイジャンの発展のために一貫して実施してきた政府開発援助（ODA）に対し、謝意を表明するとともに、日本側による協力継続への期待を表明した。
6. 日本側は、日本にとって地政学及びエネルギー政策の観点から重要性を有するアゼルバイジャン共和国の安定と繁栄が、コーカサス地域全体の平和と安定に資するとの認識に立脚して、アゼルバイジャン共和国によるさらなる民主化促進と市場経済化への努力に対する協力を継続していく意向を表明した。
7. 両国間の貿易及び投資の更なる拡大に向けて日本・アゼルバイジャン経済委員会が果たし得る役割の重要性にかんがみ、双方は、同委員会の次回合同会議の早期開催の必要性を確認した。これに関して、アゼルバイジャン側は、投資環境を更に改善する意思を表明した。この関連で双方は、アゼルバイジャンのWTOへの早期加盟を目的とした、これまでの二国間での交渉を高く評価した。
8. 双方は、エネルギー分野における協力を更に発展させる意向を表明した。この関連で、

双方は、日本の民間企業が参加しているアゼリ・チラグ・グナシリ（ACG）油田開発プロジェクト及びバクー・トビリシ・ジェイハン（BTC）石油パイプラインが順調に発展し、アゼルバイジャン経済に寄与していることを高く評価した。

9. 双方は、二国間の人的・文化的交流の強化は相互理解の醸成と科学・教育・文化・保健の分野での協力拡大のために重要であるとの認識を共有した。

10. アゼルバイジャン側は、日本国による GUAM（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン及びモルドバ）に対する支援、並びに日本国と GUAM との間の活発な協力及び対話を高く評価した。双方は、2009年2月19日及び20日に東京において開催されたナショナル・コーディネーター会合並びに2009年2月1日から9日に東京において行われた貿易投資促進ワークショップに加えて、「GUAM+日本」対話の継続は、観光、貿易及び投資、省エネルギー、環境保護といった相互の関心分野における更なる協力のための強固な基盤を創設するとの確信を表明した。

11. 双方は、アルメニアとアゼルバイジャンとの間のナゴルノ・カラバフ紛争が、OSCE ミンスク・グループを含む多様なチャンネルを通じ、アゼルバイジャンの領土保全と主権の原則及び国際的に承認された国境の不可侵性に基づき平和的に解決されることの重要性を強調した。日本側は、同地域の平和と安定に向けた努力に対する支援について重ねて表明するとともに、アジアとヨーロッパの交差点に位置するコーカサス地域が、すべての住民にとって平和と繁栄を享受する地域となる可能性を持つことから、国際的パートナー諸国による建設的な関与への期待を表明した。

12. アゼルバイジャン側は、同国における、不発弾（UXO）による571ヘクタールの汚染地域の土壌浄化を目的とした「NATO-PfP 信託基金」プロジェクトに対する日本の貢献を高く評価した。

13. 双方は、国連諸機関における緊密な協力への期待と、常任及び非常任双方の議席拡大を含む国連安全保障理事会の改革の早期実現のために共に取り組んでいく決意を表明した。この関連でアゼルバイジャン側は、日本国が安全保障理事会の常任理事国となることに対する強い支持を改めて表明し、これに対して、日本国側は、同国の支持に深い謝意を表明した。

14. 双方は、北朝鮮情勢を含め、相互に関心を有する国際問題について意見を交わした。両外相は、国連安保理決議第1874号の採択を再確認し、北朝鮮がこの決定及び関連の安保理決議を遵守しなければならないと強調した。双方は、拉致を含む北朝鮮の諸懸案を包括的に解決することが必要であることを強調した。

（了）